

令和6年度東京都配偶者暴力被害者等セーフティネット強化支援交付金交付要綱

5 生都平第 404 号

令和6年4月1日

(交付の目的)

第1 この交付金は、地域における配偶者暴力の被害者等支援の充実に資する、区市町村が民間シェルター等又は加害者プログラム実施団体と連携し行う先進的な取組及び民間シェルター等による先進的な取組に要した経費に対し、東京都が交付することにより、都内における行政と民間が連携した配偶者暴力被害者等支援の充実に資することを目的とする。

(定義)

第2 用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 「被害者等」とは、配偶者暴力被害者に加え、家庭関係の破綻、生活の困窮等正常な生活を営む上で困難な問題を有しており、現に保護・援助を必要とする状態にあると認められる者、その他ストーカー被害者、人身取引被害者等を指す。
- (2) 「区市町村が行う事業」（モデル事業による調査研究を含む。）とは、区市町村が、民間シェルター等又は加害者プログラム実施団体と連携して被害者等の支援を行う事業であり、実施形態は、民間シェルター等又は加害者プログラム実施団体への委託か補助（一部の委託・補助とすることも可）かは問わない。
- (3) 「民間シェルター等」とは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第26条に規定する「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動」を行う民間団体であって、被害者等が緊急一時的に避難でき、その保護を行う場（部屋）を有する施設を運営する団体又は被害者等が避難後に支援を受けながら地域で自立に向けた生活再建を図るための施設（ステップハウス）を運営する団体を指す。ただし、政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体を除く。
- (4) 「加害者プログラム実施団体」とは、「配偶者暴力加害者プログラム 実施のための留意事項」（令和5年5月・内閣府男女共同参画局）を活用した

加害者プログラムを実施する団体を指す。ただし、政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体を除く。

- (5) 「先進的な取組」とは、民間シェルター等又は加害者プログラム実施団体の基本的な取組（電話・面接による事前の相談支援、保護及び保護中の支援員による一般的な相談・支援）に加えて行うものであって、その取組を実施することにより、被害者等に対する支援が充実すると認められる取組を指す。

(交付の対象及び交付率)

第3 東京都知事（以下「知事」という。）は、区市町村及び民間シェルター等（以下「区市町村等」という。）が行う次の各号に掲げる事業（以下「交付対象事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、交付金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で交付金を交付するものとする。

- (1) 知事が別に定める「令和6年度東京都配偶者暴力被害者等セーフティネット強化支援交付金区市町村実施要領」（令和6年4月1日付5生都平第405号）に基づき区市町村が行う事業
- (2) 知事が別に定める「令和6年度東京都配偶者暴力被害者等セーフティネット強化支援交付金民間シェルター等実施要領」（令和6年4月1日付5生都平第405号）に基づき民間シェルター等が行う事業

2 補助対象経費の種目、基準額、対象経費及び補助率は別表のとおりとする。

3 第1項に定める区市町村事業及び民間シェルター等事業に対する交付金は、別表の第1欄に定める種目について、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、いずれか少ない額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

4 第1項(1)の金額について、同一の民間シェルター等が、区市町村が行う事業及び民間シェルター等による事業の双方の対象団体となっている場合は、別表に定める基準額を踏まえ、東京都と区市町村において調整した上で算出するものとする。

5 第3項で定める算定方法により算出された交付金の交付額が、別表に定める下限額に満たない場合には、交付決定を行わないものとする。

6 交付対象事業は公募により実施するものとし、公募に関して必要な細目は、知事が別に定める公募要領によるものとする。

(申請手続)

第4 区市町村長又は民間シェルター代表者等（以下「代表者等」という。）は、交付金の交付を受けようとするときは、別記様式第1号による交付申請書を知事が別に

定める日までに知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による交付の申請に当たって、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。（以下「消費税等仕入控除税額」という。））を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等控除仕入税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付決定の通知）

- 第5 知事は、第4第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、その決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を、別記様式第2号による交付決定通知書により、代表者等に交付決定の通知を行うものとする。
- 2 知事は、交付金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、交付金の交付の申請に係る事項につき修正を加え、又は条件を付することができる。

（交付申請の撤回）

- 第6 代表者等は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して異議があることにより、交付金交付の申請を撤回しようとするときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（名称等の変更）

- 第7 代表者等は、名称、所在地、代表者、印鑑等を変更した場合は、それを証する書類を添付して、遅滞なく知事に届け出なければならない。

（計画変更、中止又は廃止の承認）

- 第8 代表者等は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更承認申請書又は別記様式第4号による事業中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業費及び事業管理経費の合算額の20%を超える増減
- (2) 交付対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる場合を除く。
 - ア 交付目的に変更をもたらすものではなく、かつ交付対象事業を実施する区市町村等の自由な創意により、より効果的に交付目的の達成に資するものと

考えられるとき。

イ 目的及び事業効果に直接関わりがない事業計画の細部の変更であるとき。

(3) 交付対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 知事は、前項に基づく変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、承認することを決定したときは別記様式第5号の1による変更・事業中止(廃止)承認通知書を、また、承認しないことを決定したときは別記様式第5号の2による変更・事業中止(廃止)不承認通知書を、それぞれ通知する。

3 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(事業に関する事故等の届出)

第9 代表者等は、交付対象事業に係る進捗状況を把握し、本交付金の適切な運用を図るとともに、不適切な事業実施があった場合、交付対象事業の遂行が困難となった場合、又は交付対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合においては、速やかに別記様式第6号による事業事故報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第10 代表者等は、交付対象事業の遂行及び支出状況について知事の要求があったときは、速やかに別記様式第7号による遂行状況報告書を知事に提出しなければならない。

(事業の遂行命令)

第11 知事は、第10による代表者等が提出する遂行状況報告書等により、当該交付事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、代表者等に対し、事業の遂行等に関して必要な命令を行うことができる。

2 代表者等は、前項の規定による命令を受けたときは、これを誠実に遵守しなければならない。

(実績報告)

第12 代表者等は、交付対象事業を完了したとき(第8の規定に基づく交付対象事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)は、その日から起算して30日以内又は令和7年4月1日のいずれか早い日までに、別記様式第9号による実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 第4第2項ただし書により交付の申請をした代表者等は、前項の報告書を提出す

るに当たって、当該交付金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

(交付金の額の確定)

第13 知事は、第12第1項の規定による報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付対象事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、代表者等に別記様式第9号による交付額確定通知書において通知するものとする。

2 知事は、代表者等に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（当該区市町村が当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認を必要とする場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(是正のための措置)

第14 知事は、第13の規定による審査の結果、交付事業の実施結果が交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、代表者等に対し当該交付事業につき、これらに適合させるための措置を命ずることができる。

2 前項に規定する命令により必要な措置をした場合においても、第12に規定する実績報告は行わなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

第15 代表者等は、第13第1項の規定に基づく交付金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記様式第10号により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前項の返還については、第13第3項の規定を準用する。

(交付金の支払)

第16 交付金は、第13の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要と認められる経費については、概算払をすることができる。

- 2 代表者等は、前項の規定により交付金の概算払を受けようとするときは、別記様式第11号による概算払請求書を知事に提出しなければならない。
- 3 第1項ただし書に基づく概算払は交付決定額の5割を上限とする。
- 4 交付金の支払については、代表者等（概算払を受けた者を除く。）による請求手続に代えて支払額調書を発行し、当該支払額調書に基づき交付金を支払う。

（交付金概算払分の精算）

- 第17 代表者等のうち、第16の規定により交付金の概算払を受けた者は、第13の規定による通知受領後14日以内に別記様式第12号による概算払支払精算書を提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による精算書の提出を受けたときは、その内容を審査し、交付金の支払を適当と認めたときは、概算払の精算を行うとともに、追給額（確定額から概算払交付済額を差し引いた額）がある場合には、追給額を支払うものとする。

（交付決定の取消し等）

- 第18 知事は、第8の交付対象事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号に掲げる場合には、第5の交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。
- (1) 代表者等が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 代表者等が、交付金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 代表者等が、交付対象事業に関して、不正、事務手続の遅延その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 知事は、第1項(1)から(3)までの場合による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第2項に基づく交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第13第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第19 代表者等は、補助対象経費（交付対象事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 交付対象事業により取得し又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、知事の承認を受けないでこの交付金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。ただし、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号。以下「省令」という。）により定められている年数を経過した財産処分の場合は、この限りではない。

3 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を東京都に納付させることがある。

(交付金の経理)

第20 代表者等は、交付対象事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して交付対象事業の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 代表者等は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに交付対象事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。ただし、交付対象事業により取得し、効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は省令により定められている年数を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(その他)

第21 この交付金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、東京都補助金等交付規則（昭和37年9月29日東京都規則第141号）及び東京都が別に定めるところによる。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和6年4月1日以降の交付対象事業について適用する。

(別表)

補助対象経費の種目及び補助率

1 種目	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
(1) 区市町村事業	区市町村が民間シェルター等又は加害者プログラム実施団体と連携して行う以下の先進的な取組 ①受入体制整備事業 ②専門的・個別的支援事業 ③切れ目ない総合的支援事業 ④加害者プログラム事業 民間シェルター等又は加害者プログラム実施団体1か所当たり、年額1,000万円	事業実施に必要な報酬、給料、職員手当等、報償費、謝金、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、改修費、設備整備費等	10/10
(2) 民間シェルター一等事業	民間シェルター等が行う以下の先進的な取組 ①受入体制整備事業 ②専門的・個別的支援事業 ③切れ目ない総合的支援事業 民間シェルター等1か所当たり、年額1,000万円	同上	同上

- ※1 基準額には、事業管理経費として、交付決定額における事業費の10%以内の金額を含むことができる。
- ※2 同一の民間シェルター等が、(1)と及び(2)の両事業の対象となっている場合は、(1)及び(2)の合算額について上記基準額を適用する。
- ※3 年額20万円(事業管理経費を含む。)を下限とする。